

官報

号外
平成十八年十一月二十九日

○第百六十五回 参議院会議録第十五号

平成十八年十一月二十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

平成十八年十一月二十九日

午前十時開議

第一 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

一、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。麻生外務大臣。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨の御説明をさせていただきます。

この協定は、我が国とフィリピンとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、ビジネス環境の整備を図り、知的財産の保護を確保し、幅広い分野での協力を促進するものであります。

具体的には、この協定は、両国における物品及びサービスの貿易障壁を削減、撤廃すること、また、幅広い分野での法的枠組みや協力のための枠組みを設定することを定めております。これは、例えば、投資機会の増大、ビジネス環境の整備、知的財産の保護、競争的行為の規制、人の移動の円滑化、また、人材育成や中小企業の支援等の分野における協力についてであります。

この協定は、平成十五年十二月の当時の小泉内閣総理大臣とアロヨ大統領の会談において交渉開始に合意したことを受け、両国政府間で締結交渉を行ってきたものであります。その結果、本年九月九日にヘルシンキにおいて、右両首脳の間でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定の締結により、両国間の経済上の連携が強化されることを通じて、両国の経済が一段と活性化され、また、両国関係全般が一層緊密となる

ることが期待されております。

以上が経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨であります。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

私は、ただいま議題となりました経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定について質問いたします。

民主党は、アジア地域における相互協力と信頼醸成を進め、FTA、EPAの締結を推進し、農業分野などの貿易面のみならず、人の移動の自由化、エネルギー、環境、教育、保健、犯罪対策など、様々な分野でアジア各国、地域との連携を強化し、アジア地域を不戦地域とすることを各国共通の目標と目指しております。その観点から、まず麻生外務大臣の核保有議論容認論によるフィリピンを始めとしたアジア近隣諸国からの懸念について御質問いたします。

麻生大臣は、非核三原則は堅持する立場に変わりはないとの前提には立つてはいるものの、核保有の議論を封殺すべきでないとの度重なり表明しております。しかしながら、これからも非核三原則を守るのであるならば、核保有、つまり核を持つべきかどうかを議論する必要はないはずで、したがって、麻生大臣の主張は論理矛盾であると言わざるを得ないのであります。

これは、例えば夫婦間において表現するのなら、妻がこれからも結婚生活は堅持すると言いつつも、私たちの離婚について議論しようと言いつつ言っているようなものであります。さらに、妻か

ら議論は封殺すべきではありませんと言われたら、言われた夫は返す言葉がないと思います。それを聞いた周囲の人たちは、きっとあの夫婦は仲が良さそうに見えるけど本当は違うんじゃないかと思われるでしょう。夫婦のことは外からでは分からないから勝手に勝手な想像をされるに違いありません。

これと同じようなことを与党の政策責任者や国家の外交の最高責任者である外務大臣が言っているとしても過言ではありません。要するに、かかる発言を重ねているということは、米国を始め、今回の議題となったフィリピンを含め、アジア近隣諸国など国際社会から我が国の方針変更に向けた動きとして疑念を持たれてしまっているものであります。また、この種の協定の締結においてもその影響を受ける可能性がゼロではありません。その意味で、今回の発言は厳しくその責任を問われるものであると考えますが、外務大臣のお考えはいかがでしょうか。非核三原則を堅持する立場に変わりはないと言いつつも、核保有議論を封殺すべきでないとおっしゃっている矛盾点について納得いく説明をしつつお答えください。

特に、北朝鮮の核実験が強行された今日、日本国内でもやられたならやり返せみたいな意見があることは事実です。しかしながら、我が国は決断さえすればすぐにでも核を持つ能力も実力も兼ね備えているにもかかわらず核を持たないという選択をしたのであって、私たち政治家はもともと知恵を出し合って、外務大臣、それこそあなたが率先して世界にこのことをアピールしつつ、世界平和に貢献すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さて、世界貿易機関、WTOの新多角的貿易交渉、ドーハ・ラウンドが今年七月末に凍結され、世界的な規模でFTAやEPA締結の動きが加速するとの見方があります。そうした中で開催され

平成十八年十一月二十九日 参議院会議録第十五号

(趣旨説明)

議事日程追加の件 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

た今回のアジア太平洋経済協力会議、APECは、大変重要な意味を持つ会議であったと認識しております。特に、今回のAPECで注目されるべきことは、米国から提案されたAPEC加盟二十一カ国・地域のアジア太平洋の自由貿易圏構想が提案され、研究に着手することが明記されたこととあります。

私たちは、基本的に二国間FTA、EPAは積極的に進めるべきであるという立場であります。今回の米国の提案の構想について外務大臣はどのようにお考えになっていきますか。さらに、米国の二国間EPA、FTAの締結については今後どうするおつもりなのか、外務大臣、お答えください。

また、既に中国はASEANと日中韓の十三か国によるFTAを提示しております。我が国も豪州、ニュージーランド、インドも加えた東アジアEPA構想を提唱しており、中国との間で主導権の駆け引きが行われております。この件に関し、日本として今後どのように対処をしていくつもりなのか、外務大臣、お答えください。

次に、韓国との交渉についてお聞きいたします。

二〇〇三年当時、日韓FTAについて二〇〇五年内までには実質的に交渉を終了すると首脳会談で合意したにもかかわらず、二〇〇四年以降交渉が二年も中断、膠着状態に陥っております。これについて日本政府は、韓国側が依然として関税交渉には慎重な姿勢を示しているとしつつ、まずは交渉のテーブルに着くべしとの立場です。これに対し韓国側は、この日本側の立場に対し態度を硬化、韓国側が製造業で損害を被る割には日本側の農水分野での関税撤廃品目が消極的だとし、新たな提案が日本側からないから交渉が中断しているのだと説明しております。

双方それぞれの言い分が異なる感じがするのですが、日韓FTAの合意に向けて政府はこれからどのようなロードマップで交渉をするつもりなのか、再開に向け粘り強く働き掛けを行うといったような抽象的な答弁ではなく、具体的な方策をお示しください。外務大臣、お答えください。

今回の日比EPA協定では、日本の国家資格の取得などを条件に看護師と介護福祉士を受け入れるという、日本の労働市場の開放にかかわる内容を初めて盛り込みました。

ここで一つお聞きしたいのは、我が国がEPA、FTAの交渉をしていく上で、いつも苦境に立たされる最大のポイントは農業分野であるわけで、これすなわち、政府が今まで行ってきた場当たり的でなし崩しの農政により我が国の農業基盤が脆弱になったからに尽きます。これからアジア諸国との交渉を進める上で、農業分野での日本側の不利を打破するための交換条件として、農業を開放する代わりに労働者の受入れをするのであるならば、とんでもないことであります。

さらに現在、タイを始めとする東南アジア諸国等との間で経済連携協定に係る交渉が進められているようですが、どの国においても労働者の受入れが今後とも焦点になってくるように聞いております。

ところで、柳澤厚生労働大臣は、先日の衆議院本会議で、フィリピン人看護師と介護福祉士の受入れにつきましては、労働力不足対策ではなく、あくまでもフィリピンとの経済連携協定の枠内で例外的、特例的に行うものであると答弁されております。この例外的、特例的という意味は、フィリピンに限って看護師及び介護福祉士の受入れをするのであって、今後締結されるであろうほかの国々に対しては受け入れられるつもりはないのかと思つたのですが、現在、フィリピンに次いでインドネシアとのEPAにおいても看護師、介護福祉士を受け入れることに合意し、さらに、観光関連の研修生までもホテル従業員として受け入れるとのことですが、この例外的、特例的とはどういう意味なのか、厚生労働大臣、お答えください。

また、今後もこれら労働者について経済連携協

定を絡めて例外的、特例的にどんどん受け入れるつもりがあるのかないのかも併せて厚生労働大臣、そして外務大臣、お答えください。なお、状況を見て総合的に判断するといったような御答弁は勘弁していただき、率直にお答えください。

今まで政府は、専門的、技術的分野の労働者の受入れについては積極的に推進するが、単純労働者の受入れについては十分慎重に対応するとの立場を取ってまいりました。しかしながら、現実には開発途上国への技術移転のための制度である研修・技能実習制度の導入や日系人労働者の受入れ、多数の不法就労者の存在等により、事実上、安価な労働力として単純労働者を受け入れているとの指摘があります。

我が国は、製造業における国際競争力の強さを背景に世界有数の経済大国としての地位を占めておりますが、その傍ら、自動車や機械などの基幹産業でさえ、下請も含めた製造工場では外国人労働者が不可欠な存在となっております。もし仮に単純労働を担う外国人労働者の受入れが厳しく制限されることになれば、下請製造業から関連企業へと影響が波及し、人手不足倒産が多発すれば、結果的に日本人労働者の雇用機会の喪失にもつながることが懸念されます。

一方、我が国における少子高齢化は急速に進展しており、それに伴う将来的な労働力減少も懸念されており、少子化対策が極めて重要な政策課題となっております。しかしながら、この政策効果が現れるまでは時間が掛かるわけで、当面、労働力不足に対してはまずは高齢者や女性の活用等に努めるべきだと考えますが、それでも不足する場合、解決策として外国人の単純労働者の受入れについての議論があると思われま

そこで、政府はこの外国人単純労働者の受入れをどうするのか。つまり、受け入れるのか受け入れないのか、もし受け入れないのであるならば、この労働力の減少をどう補うのか、その点に関しどう考えるのか。官房長官、あいまいな答えじゃなく、きちんとお答えいただきたいと思

います。また、この外国人研修・技能実習制度を利用して来日した外国人のうち、失踪者は五年間で一万九十七人にも上っております。さらに、厚生労働省の平成十五年の推計でも、永住者等を除く我が国で就労する外国人労働者約七十九万人のうち、専門的、技術的分野で働く外国人は十九万人にすぎず、多くは単純労働者として就労している状態であり、政府の方針と実態が乖離している状態です。この外国人研修・技能実習制度と実態とが懸け離れた現状に対し、政府はこれまでどのような対策を取ってきたのか、厚生労働大臣、お答えください。

また現在、政府がこうした矛盾に目をつむっているため、外国人の単純労働者の生活、労災や偽装請負など就労上の問題、地域住民との摩擦等、様々な大変な問題が現実を生じております。日本にいる外国人労働者に対し、政府としてはどのような対策を取ってきたのか、そしてその取った施策の評価はどうだったのか、厚生労働大臣、お答えください。

また、この外国人研修制度の抜本的見直しも検討しているとのことですが、制度自体を云々する前に、そもそも、将来我が国の外国人労働者をどうすべきかという根本的な方針が定まらないまま一省庁が検討しても、場当たり的、付け焼ぎ刃的な見直ししかできないと思いますが、官房長官、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

これらの日本の総合的な労働市場の将来について、この協定との関連性を政府は認識し、考えた上で今回のフィリピンとの協定を結んだのか、それとも何も考えないで協定を締結したのか、外務大臣、お答えください。

今回の協定では看護師と介護福祉士合わせて一千名を受け入れるわけですが、この方々は入国後に六か月間の日本語研修を実施することです。しかしながら、全く日本語のできない方が来日され、つまり、あいいうえおから日本で勉強して

いたいたとしても、果たして半年の研修でどこまで日本語能力が身に付くのか疑問です。もちろん個人差もあるでしょうが、仮に私ならば、全く知らない言語を半年で必死に勉強した後、その国の言葉で書かれている薬の説明書を読んで一〇〇％理解しろと言われても嫌です。いわんや、日本語は平仮名、片仮名、漢字が入り交じっている言語で、本当に六か月程度で薬の説明書が読めるようになるのか甚だ疑問であります。

また、会話であっても、例えば言うところ、韓国語で心臓はシムジャン、腎臓はシンジャンと言います。このシムジャンとシンジャン、恐らく大抵の日本人には区別が難しいでしょうが、これと同じようなこと、つまり、日本語にもフィリピンの方には分かりにくい言葉が会話で生じる懸念があるわけです。人の生命に直結する問題であるわけで、医療事故防止の観点から事は重大であります。受け入れる病院側も不安ですし、患者はなおさらです。

そのような不安を少しでも防止させる意味からも、せめて入国の際、日本語検定二級程度の日本語能力を持つ方を条件にきていただき、こちらで半年の看護、介護や専門用語の研修をするような制度に改めるべきだと思いますが、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

フィリピンの看護師は四年制大学の卒業生であり、医療知識や技能の水準では世界で定評があるとのことですが、ところが、実際、日本に来ていただいたとしても、日本語能力等の問題で看護や介護の現場には直接入れずに、安価な労働力として研修期間の短期雇いを繰り返されてしまうといった懸念も排除できません。この点について厚生労働大臣の認識はいかがでしょう。

既に述べましたとおり、たとえ優秀な海外からの人材を受け入れるとしても、我が国の外国人労働者の受け入れ体制などが現状のままであるならば、今後、様々な国との間で締結されるだろう二国間協定により、例外的、特例的に泥縄式に受け

入れられた労働者の方々が結果的に安価な労働力として利用されてしまう懸念を払拭することができない現状があり、この状況を一刻も早く解決する必要性があると思います。

したがって、政府は、EPA、FTAの締結に当たり、農業政策の抜本的改革と基盤の強化を行い、国際競争力を高めるとともに、今後の外国人労働者受入れに対する方針の確立を大至急、それこそ議論を封殺させることなく行うことが望まれるものであります。官房長官の御認識はいかがでしょう。

最後になりますが、EPA、FTAによりアジア内の人、物、お金の往来が盛んになることが、アジアのみならず世界平和の実現に貢献するものであると強く主張しつつ、私の質問を終わります。

白眞勲でございます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 白先生から七問いたただいております。

最初に、非核三原則についてのお尋ねがあつております。一般論として、国の安全保障の在り方につきましては、それぞれの時代状況、国際情勢などを踏まえた様々な議論があり得、それは外国においても皆同様であろうと存じます。

ただし、日本の場合は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの非核三原則を堅持することにつきましまして、これまで歴代内閣が累次にわたって明確に表明をされております。この考え方は、アジア諸国を含め既に十分周知されていると考えておりますが、今後もASEAN地域フォーラムなどの枠組み等を通じ、広く地域の信頼醸成を促進してまいります。

次に、アジア太平洋の自由貿易圏構想についてのお尋ねがありました。

APECハノイにおきまして、WTO交渉の成功裏の妥結に向けた決意を確認しつつ、長期的展

望として、アジア太平洋の自由貿易圏構想を含む地域経済統合の促進方法を研究することとなり、その結果は来年の首脳会議に報告される予定であります。日本としては、本構想をアジア太平洋地域における重層的な取組の一つとして検討することとは有意義と考えており、今後、同構想に関する議論に積極的に参加をしていく考えであります。続いて、米国との二国間EPA又はFTAの締結に関する方針についてのお尋ねがあつております。

日米間の経済関係は、貿易や投資はもちろんのことですが、人や情報の往来も含め、全分野において高度に深化したものとっております。また、経済社会分野の二国間条約や成長のための日米経済パートナーシップなど、現在でも日米関係を更に深化させる枠組みが多く存在しております。御存じのとおりです。こうした中で、日米間のEPA又はFTAに関する方針につきましては、現時点では政府として確たる結論があるわけではありません。

いずれにいたしましても、政府としては、グローバル化が進みます進む中で、日米双方に利益をもたらす経済関係の更なる発展をもたらすような基盤をどのように整えていくか、様々な方策について積極的かつ現実的に検討することを含め、引き続き真剣に考えていくところであります。

続いて、東アジア地域における経済連携についてのお尋ねがあつております。

ASEANと日中韓の十三か国によるFTA構想につきましまして、既に民間専門家における研究会が行われたところです。それとは別途、本年夏に日本から、ASEANプラス日中韓プラス豪州、ニュージーランド、インドの十六か国によるEPA構想について、民間専門家による研究を提案をいたしております。

このような地域的な経済連携に関する様々な構想につき、中長期的なものとして議論することは

有益であり、引き続き検討してまいります。一方、現在進行中の交渉を迅速に完了させることが最重要課題であるということは言うまでもありません。

続いて、日韓経済連携協定についてのお尋ねがあつております。

日韓経済連携交渉につきましては、交渉の取り進め方について日韓間に意見の相違があり、交渉が中断しておりますのは御存じのとおりです。これまでも日本より韓国に対して、十月の日韓首脳会談の機会も含め、交渉再開を働き掛けてきております。

また、日韓の事務レベルにおいても、日韓の経済関係全般について包括的な話し合いを行う日韓ハイレベル経済協議が十二月中旬に予定をされております。こうした機会を通じて、具体的な問題は交渉を通じて解決すべきとの日本の立場を改めて説明するとともに、韓国の立場も改めて聴取する考えであります。

次に、経済連携協定における今後の外国人労働者の受入れについてのお尋ねがありました。

白議員御指摘のとおり、日比経済連携協定は、我が国として初めて看護師及び介護福祉士候補者の受入れにつき規定を設けたものであります。また、日本・インドネシア経済連携協定でも、看護師及び介護福祉士候補者の受入れについて一定の条件の下で約束することで、昨日、両首脳が大筋合意をいたしております。

他方、今後の経済連携協定における看護師及び介護福祉士候補者を始めとする外国人労働者の扱いについては、相手側が今後どのような要望をしてくるのかなどによる面もありまして、今後の交渉の中で判断をしていく考えであります。

最後に、本協定と労働市場の将来との関係についてのお尋ねがあつております。

今般のフィリピン看護師及び介護福祉士候補者の受入れに当たっては、これらの者の秩序立った受入れを図るとの観点から、受入れ人数枠の数

を、総枠を設定しており、これにより労働市場に
対して悪影響が及ばないように手当てをされてい
ると存じます。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 白眞勲議員にお答え申
し上げます。

まず、衆議院本会議での私の答弁につきまして
お尋ねがありました。

経済連携協定による看護師、介護福祉士の受入
れは、労働力の受入れについての基本的な考え方
を変えるものではなく、相手国の要望を踏まえつ
つ、労働市場に悪影響を与えないよう受入れ枠等
を設定した上で、例外的、特例的に認められるも
のであるということをお願いしたものでありま
す。

次に、今後の経済連携協定による外国人労働者
の特例的な受入れについてお尋ねがありました。
看護師、介護福祉士の経済連携協定による受入
れにつきましては、今後においても特例的な受入
れとしての位置付けを損なわないよう、労働市場
に悪影響が及ばない範囲内で対応することが不可
欠であると考えております。

外国人研修・技能実習制度に係るこれまでの対
策についてのお尋ねがありました。

この制度は国際協力による技能移転を目的とし
ており、この目的に沿った適正な技能実習が行わ
れるよう、財団法人国際研修協力機構、JITCO
を通じて、一、技能実習移行時における研
修成果の評価、二、受入れ団体・企業に対する巡
回指導、三、すべての受入れ事業場に対する自主
点検等を行っているところであります。

外国人労働者の様々な問題についてお尋ねがあ
りました。

厚生労働省といたしましては、従来、外国人労働
者の雇用・労働条件に関する指針を策定するな
ど、適正な就労を促進してきたところでありまし
て、一定の成果を上げてきたものと考えておりま
す。さらに、本年六月には、政府全体として、生

活者としての外国人問題について、地域社会との
関係、子弟に対する教育等に関して対応を整理
し、その一環として、社会保険の加入促進、適正
な労働条件の確保に向けた事業所指導等を行うこ
ととしたところであります。今後、こうした取組
が一層実効を上げますよう努めてまいりたいと思
えております。

次に、外国人労働者受入れの基本姿勢等につい
てお尋ねがありました。

我が国では、優れた研究者、技術者等の受入れ
促進を基本方針としており、その他の分野での外
国人労働者の受入れについては、滞在の長期化や
定住化に伴う深刻な社会的問題が発生すること等
の懸念から慎重に対応することが必要だと考えて
おります。なお、外国人研修・技能実習制度につ
きましては、実務研修中の法的保護の在り方等
について厚生労働省において制度の適正化や在り方
について検討を行いまして、今年度中に関係省庁
と連携しながら結論を得てまいりたい、このよ
うに考えております。

フィリピンから入国する看護師・介護福祉士候
補者の日本語研修に関するお尋ねがありました。
看護師候補者については三年、介護福祉士候補
者については四年を上限として在留期間が与えら
れ、その間に日本語により行われる国家試験等を
経て国家資格を取得することとされております。
すなわち、日本語につきましては、入国後の六か
月間の研修だけで終了するのではなく、引き続き
行われる病院や施設での就労、研修等の中でも習
得していくことが想定されているわけでありま
す。

最後に、フィリピンの看護師・介護福祉士候補
者の労働に関するお尋ねがありました。
今回のEPAの下での受入れは、国家資格の取
得と取得後の就労を目的としており、受け入れる
病院や施設においては、国家試験の受験に配慮し
た適切な研修が行われるよう要件等を示していく
ことといたしております。また、研修期間中の就

労につきましても、日本人と同等以上の報酬を要
件とすることといたしております。御懸念のよ
うなことにならないように留意しているところで
あります。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 白眞勲議員にお答え申し上
げます。

まず、単純労働者の受入れ等についてお尋ねが
ございました。

単純労働者の受入れにつきましては、まず、若
者などの雇用機会を妨げ、労働市場の二層化等の
悪影響を生じ、格差は正の妨げになるのではない
か、あるいは欧州の例にも見られるように、滞在
の長期化や定住化に伴う社会的問題が深刻なも
のであるのではないかなど意見があり、慎重に対
応することが必要と考えております。

また、人口減少下においても労働力人口の減少
を相対程度抑えるべく、働く希望を持つすべての
若者、女性、高齢者などが就業しやすい環境整備
に努めてまいります。

次に、外国人労働者受入れの基本姿勢等につ
きましてお尋ねがございました。

我が国では、優れた研究者、技術者等の高度人
材の受入れ促進を基本方針としています。また、
その他の分野での外国人労働者の受入れにつきま
しては、我が国の産業及び国民生活に与える影響
等を総合的に勘案しつつ、慎重に検討する必要が
あると考えております。

なお、外国人研修・技能実習制度については、
実務研修中の法的保護の在り方を含め、制度を適
正化すべき等の指摘があることから、これについ
て、関係省庁が連携しつつ適切に検討を進める必
要があると考えております。

次に、農業の国際競争力と外国人労働者受入れ
についてのお尋ねがございました。
経済のグローバル化が進む中で、我が国農業を
国際競争力を備えた新世紀にふさわしい戦略産業
としていくためには、意欲と能力のある担い手へ

の支援の集中化・重点化、農産物・食品の輸出拡
大、それからバイオマスの利用の加速など攻めの
姿勢での政策展開、企業を含めた農外からの新規
参入の促進など多様な担い手の育成確保など、構
造改革を進めてまいりたいと思っております。

また、今後の外国人労働者の受入れについて
お尋ねでありますけれども、我が国では、優れた
研究者、技能者等の高度人材の受入れを促進しつ
つ、現在受入れを認めていない分野の外国人労働
者の受入れにつきましては、滞在の長期化や定住
化に伴う社会的問題の発生懸念等、その問題点
もあることから、慎重な検討が必要であると考え
ております。いずれにいたしましても、様々な見
地からの議論が行われることはあり得べきこと
であると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしま
した。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、
道州制特別区域における広域行政の推進に関す
る法律案について、提出者の趣旨説明を求めたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。佐田
国務大臣。

〔国務大臣佐田一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐田一郎君) ただいま議題となり
ました道州制特別区域における広域行政の推進に
関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申
し上げます。

市町村の合併の進展による市町村の区域の広域
化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経
済社会情勢の変化に伴い、北海道地方又は自然、
経済、社会、文化等において密接な関係が相当程
度認められる地域を一体とした地方における広域
にわたる施策に関する行政、すなわち広域行政を
推進することが重要となっております。

広域行政を推進する上では、現行の都道府県制度を前提としつつも、このような地域的要件を満たす特定広域団体が、国との適切な役割分担及び密接な連携の下に自主的かつ自立的な取組を行い、国はこのような取組を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体の区域を道州制特別区域として設定し、当該区域において広域行政を推進することにより、地方分権の推進や行政の効率化、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与しようとするものである。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針である道州制特別区域基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、広域行政を実施する特定広域団体が、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針の変更についての提案をすることができるとしております。

第三に、特定広域団体による道州制特別区域計画の作成、道州制特別区域計画に基づく法令の特別措置や工事又は事業に充てられる交付金の交付等の特別の措置を講ずることとしております。

第四に、広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部を設置することとしております。

第五に、平成二十七年において広域行政の推進に関する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願いを申し上げます次第であります。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。小川勝也君。

(小川勝也君登壇、拍手)

○小川勝也君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提案のありましたいわゆる道州制特区法案に対し、幾つかの質問をいたします。

道州制といえば地方分権の究極の形、権限と財源が移譲され、地域の特色を生かしながら地域のことや地域で決めることができ、税金の無駄遣いも起さない。道州制という言葉にはそんなバラ色に似た地方分権の究極の形、そんなイメージさえあります。私たち民主党でも、結党以来、道州制について議論を積み上げ、その方向性を二〇〇〇年の衆議院選挙のマニフェストにも明記いたしました。

しかし、このたび審議することになった政府提案の法律は、内容、いきさつ、目的、意欲、いずれを取っても道州制の名に値しない悪法と言わざるを得ません。そもそも、我が国の法律のどこを探しても出てこない道州制に特別区域の概念を持たせることは立法論的にもかなり問題があるばかりか、国民の立法府に対する信頼を低下させる大きな原因になるおそれさえあります。

まず、お伺いいたします。この法律における道州制及び道州制特別区域とは何か教えてください。

私は、道州制という崇高な理念を、特区法案の審議のために適当な文言をつくり答弁されることに大きな憤りさえ感じます。また、この法律が成立すれば、将来、真の道州制を導入するときの大きな妨げになることも大きな懸念材料です。

そもそもこの法律は、見栄えを重んじ中身を問わない時の権力者の一声からスタートしたと言われています。それを聞いた北海道知事も寝耳に水。時あたかも北海道では、全国一律の市町村合併の問題のほかに、独自の支庁再編問題で全く余裕のない時期でありました。浜の北海道庁に対し、与党の実力者が様々な働き掛けをしなが

論が推移してまいりました。道庁にとっても財政が厳しい中ですから、権限はもちろん、少しでも自主的に使える財源が欲しいので前向きな話になってまいりました。

しかし、北海道庁が与えられた権限は期待とは裏腹にほんの少く、そのうちに増やすからという約束手形を後生大事に抱えてのスタートというのが現状だろうと拝察するものであります。法案作成段階で北海道からどんな要望があったのか、また、権限を移譲することに対する各官庁の大きな抵抗があったことが漏れ伝わってまいりましたが、どんな御苦労があったか、教えていただきたい。

この法律案は、先ほど述べたように、北海道庁の行政エリアと多くの国の支分部局の統括エリアが同一であることに着目した、時の権力者の気まぐれなツルの一声、思い付きで始まった議論で、当初準備されていたのは当然北海道の特区法案で、ところが、ふたを開けてみると、出てきたのは現在の三以上の都府県を含めた法律案。このことは憲法第九十五条をクリアするためだったと拝察できます。

憲法九十五条は、一つの地方公共団体にのみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができないと定めております。

当初議論されていた案から本法律案に替わったいきさつを、憲法九十五条の問題をクリアするという観点から御答弁を願います。

また、本法律案に替わっても、その実態から住民投票を必要とするという専門家の意見も多数ありますが、どう弁明されるおつもりでしょうか、伺います。

さて、小泉政権以降、すべてを経済効率で測る風潮がはびこっているようでありますが、本法案は行政及び地方自治の在り方に一石を投じています。国、都道府県、市町村、どんな行政スタイルが最も税金の無駄遣いがなく、より良いサービス

を提供できるかを議論することは重要です。

まず、総務大臣にお答えをいただきますが、平成の合併の総括についてです。三千三百余りあった市町村が千八百余りになりました。サービスの質等は後の議論を待たなければなりません。財政的縮減効果について可能な範囲で御答弁願います。

当然、次は都道府県の合併かということになりますが、この法律の趣旨にそれを推進するという意味が含まれるのかどうか、その実現性を踏まえて御答弁をいただきます。また、総務大臣からは、その経費縮減効果の予測についてもお答えをいただきたいと思います。

もし仮に都道府県の合併をも促進させようということになると、権限、財源を中央から地方に移譲しようとする立法趣旨を更なる地方行革にすり替える、正に頭脳明晰な霞が関官僚による換骨奪胎になってしまいうでしょう。

この法律への国民的関心は余り高くないと認識しています。ましてや、都府県合併にインセンティブを与えようとするならば、ほかの知事の方々にとって、北海道がうらやましくしてしまうのではないという内容にしなければならなかったはず

です。しかしながら、唯一の直接利害関係者である北海道民の理解さえも残念ながら大変低い。民主党北海道は、今年五月に市町村長を対象にアンケート調査を実施いたしました。道内百八十自治体のうち百三十九市町村長からお答えをいただきましたが、実は内容を余り理解していないと思われる答えが大変多いという結果が出ました。北海道庁もいような何とかミーティングのようなもので理解を求めようとした形跡はあるのですが、自治体の市長、町村長さんでさえ余り理解していないのに、一般道民にとってはなおさら理解できないので

しょう。肝心の北海道民が法案への理解度に対していかなる認識を持っておられるのでしょうか。私が意見を聞いた範囲では、分かりにくい、どう変わる

のかが分からない、権限は今のままでいいから使う金の額が大事ななど、反応は様々です。

また、多くの人の危惧は、この法律案が北海道だけを対象とした行革ではないかという懸念です。実のところはどうなのか、本音をお伺いしたいと思います。

今、道民の多くが関心を持っている課題は財政破綻に陥った夕張問題です。様々な理由があるにせよ、国の制度がそこまで夕張市民の生活を苦しめるのかという思いが強いということでもあります。北海道の財政状況も、なおかつ道内のほとんどの自治体財政も大変厳しい状況にあるからです。自治体関係者からも、夕張問題は夕張市だけの問題ではない、このままの制度と交付税削減が続くと、あとは時期と順番の問題だといううめき声さえ出るほどです。

数日前の北海道新聞のコラムにこんな記述もありました。北海道拓殖銀行が都市銀行で初めて破綻したとき、救済策の枠組みはなかった。道内経済は大変な影響を受けた。金融システムに動揺が広がると、大手行に公的資金が注入され不良債権が処理された。今銀行は最高の利益を出す。あのとき政府は無策で、北海道は実験台となった。今も夕張は崩壊しても構わないと言わんばかりだ。地域を切り捨て住民をふるさとから追い立てるのは、政治とは虚無にすぎない。

今、夕張は国からの指導を受け、再建計画を作り住民に説明をしている最中です。七校、四校あった小中学校をそれぞれ一校とする、保育料の大幅アップ、図書館と美術館の休止、養護老人ホームの廃止、市立病院の新規入院なしなどの内容が盛り込まれ、住み続けることが困難な再建策となっています。かなり厳しい内容ですが、北海道新聞社のコラムニストが筆を持った理由は、菅総務大臣の、厳しいことも必要と述べた一言に対してでした。

夕張が国の指導どおり財政を再建しても、人口が現在の半分以下、最盛期の5%以下になります。かつて夕張は、国策ののっつって黒いダイヤ

と呼ばれた石炭を産出して戦後の日本経済を支え、石油へのエネルギー政策の転換によって衰退を余儀なくされた町です。人口は最盛期の十分の一。今また、今回の再建策で夕張を出ていかなければならない人の中には、かつて国策で仕事を奪われた人とその家族が含まれていることは言うまでもありません。

どの自治体に住んでいるかということで生活に大きな差が出ることを憲法や地方自治法が想定しているのでしょうか。いつから私たちの国日本は国民にそんなに冷たい仕打ちができる国になったのですか。お答えをいただきたい。是非、総務大臣、夕張市に行つて直接市民の話を聞いてください。可能な措置を考えてください。北海道における道州制特別区域は実験台なのでしょいか。

かつて自民党政治の重要な理念に、国土の均衡ある発展という一言がありました。過度の利益誘導合戦が行われ、予算、補助金の獲得や公共事業そのものが正に政治そのものになってしまったなどは反省点です。しかし、ふるさとを田舎に持つ私にとっては好きな言葉でした。

国が景気対策、公共投資と称し、地方を唆し、過度の社会資本整備をさせ、その結果、地方財政は逼迫しました。パブル崩壊後、社会資本整備のスピードはかなりダウンしました。北海道は、青函トンネルができていてもいまだに本州と自動車が行き来できないばかりか、新幹線も通っていない、高速道路網も細切れです。その間、施策は経済効率優先となり、東京一極再集中が進んでいます。そのことによって、地方分権や道州制が意図する地方の産業の育成や特色ある地域づくりなどの将来像が見えにくくなっています。

地方の自立、競争、責任という考え方は正しい方向ですが、そのための前提条件の整備、猶予期間や準備期間が必要です。また、地方分権を進めるならば、税財源の配分、財政調整機能の充実が必要なのは言うまでもありません。安倍政権のビジョンを示してください。

北海道は財政問題のほかに、医師、看護師不

足、そのほかの要因、あるいは政府の故意によって地域医療が深刻な状況に陥っている地域が幾つかあります。医療にアクセスする国民の権利について、厚生労働大臣の答弁を求めたいと思います。

また、国の補助金等の施策の中に、負担率が都道府県何%、市町村何%というメニューが多々あり、負担額が捻出できずため息をついています。市町村に責任はありません。農業の新政策、災害復旧などについても同様であります。

三位一体の改革で日干し状態の北海道は、一都道府県として道民に役割を果たし得ない状況の中、このまま権限と責任を北海道が持つことになれば、市町村の窮状も北海道の責任で国は関係ないという流れが見えるような気がいたします。私の杞憂であるという難いのですが、総務大臣からの答弁をお願い申し上げます。

正に格差社会。個人も地域も、そして住んでいる自治体間においても。

もう一つ、私たちの国にとって大きな課題は少子化です。二〇〇七年問題、すなわち団塊世代の大量退職を目前に控えた今、国際的な立場で日本の経済力を維持しようとするれば、労働力を経済効率の良い地域に集中させなければなりません。東京から愛知県にかけてを黄金のベルト地帯と呼ぶ人もあるようですが、それ以外の地域は、今ある統計以上に高齢化が進むこととなります。

北海道も代表的な若者流出県ですが、当然、北海道からだけではありません。競争力のある産業の有無でその程度は変わってきますが、さらに、政府の農業政策で農業人口が激減することが目に見えています。今、正に超高齢社会に向かっていく地方をどうするか大きな課題です。高齢化率五〇%になると、限界集落といつて地域コミュニティが維持できないと言われています。また、介護保険関連の様々な施策もマンパワー不足に陥ってきます。フィリピンから看護師さんに来てもらうくらいでは到底賄えないわけでありです。

これから進行する超高齢社会における地域医療、介護福祉政策についての柳澤厚生労働大臣の見解を伺います。こういう視点からの国づくり、地方の在り方について担当大臣にお伺いをいたします。

また、総務大臣からは、新型交付税のこの点についての考慮を含め、御答弁をいただきたいと思っています。

議場内のすべての皆さんが気付いているとおり、地域間の格差が広がっています。そして、そのとりの人口移動が進んでいます。農村から地方都市、県庁所在地へ、そして大都会へ。そして、衆議院の選挙区は人口割ります。すなわち、都市選挙区の割合が圧倒的に高いのです。目先の利益を追求するのではない、長期的な視点に立つた国土政策、地方政策、農林漁業政策こそ参議院の役割だと考えます。

日本は、言われているとおり、明治以来の官僚制が色濃く残った官僚制中央集権国家でございました。今、財政危機を理由にそのツケを地方自治体に押し付けています。国民の人気を誇った前総理でさえ、官僚の既得権益の壁を打ち破ることができませんでした。乾いた舌を絞るような行革と節約を繰り返した町長の言葉が耳から離れません。国の役所にもやっつけほしいという言葉です。正にそのとおりです。特殊法人、公益法人、外郭団体、天下り、そして特別会計など。

大臣、無理を承知で申し上げますが、国でなければどうしてもできない仕事をピックアップして精査していく、だれが考えても分かりそうなことをどうしてやらないんですか。

変なきつかけから二転三転して取り繕っても、いい法律はできません。ましてや、今回の分権の名に値しない権限移譲は後世に禍根を残す、また、抵抗官僚の思うつぽになるおそれはないですか。

○議長(岡田景君) 小川君、時間が超過しております。簡単に願います。

○小川勝也君(統) 私は、この法律が地方分権の

第一歩とは到底認められませんか。小泉政権から受け継いだ、地方切捨て、地域切捨て、格差社会進行内閣に真の地方分権ができるわけではないのです。

○議長(扇千景君) 簡単に願います。

○小川勝也君(統) 分権型国家の建設及び真の道州制導入は民主党政権に任せください。立法趣旨的にもあまいであり、地方自治に対する権限・財源移譲も不十分、不明確な……

○議長(扇千景君) 小川君、超過しております。

○小川勝也君(統) ましてや、地域住民の誤解と不安を与えるこの法律案を参議院が成立させるべきではないことを再度訴えて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣佐田玄一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(佐田玄一郎君) 小川先生にお答えさせていただきます。

本法案における道州制と道州制特別区域の定義についてはお尋ねがありました。

道州制については、第二十八次地方制度調査会の答申では、国と基礎自治体の間に位置する広域自治体の在り方を見直すことによつて、国と地方の双方の府県を再構築しようとするものでありまして、現在の都道府県に代えて道又は州を置くものであるとされております。

これに対し、本法案における道州制特別区域は、現行の都道府県制度を前提としつつ、将来の道州制導入の検討に資するため、北海道地方等の区域を国の権限移譲等の特別措置を講ずる区域として設定するものであります。

本法案作成段階における北海道からの要望、権限移譲に対する各省庁の抵抗についてのお尋ねがございました。

道州制特区については、平成十五年十二月に経済財政諮問会議において北海道高橋知事から道州制を展覧した北海道からの提案を説明いただき、さらに、平成十六年には具体的な提案があつたことを踏まえ、北海道からの提案に基づいて政府と

して検討を進めてきたものであります。本年二月以降は、政府部内等における関係省庁との必要な調整を行った上で、さきの通常国会において法案を提出したところでございます。

憲法第九十五条問題をクリアするために法律を変更したのではないかとお尋ねがありました。

本法案は、現行の地方自治法上、本法案に規定する特定広域団体の要件に該当するような都道府県が今後出てくることもあり得ること、また、北海道以外の都道府県がその要件に該当する場合に對象外とする合理的な理由はないことから、一般的に適用される法律として構成したものであり、憲法第九十五条の適用を避けるためではありません。

本法案でも憲法第九十五条の住民投票が必要ではないかとお尋ねがありました。

憲法第九十五条に基づく住民投票の要否は最終的には国会が判断するものでありますけれども、政府としては、本法案は特定の地方公共団体のみに適用されるのではなく、一般的に適用されるものであり、憲法第九十五条に規定する一の地方公共団体のみに適用される特別法には該当せず、住民投票は不要であると考えておるところであります。

本法案の趣旨に都道府県合併の推進が含まれるのかとお尋ねがありました。

本法案は、将来の道州制導入の検討に資するため、北海道地方等の区域において広域行政の推進を図ることを目的とするものであります。これまでも全国知事会から緊急アピールが出されるなど、北海道以外の地域でも本法案や道州制に対する関心が高いものと考えており、今後、都府県レベルでの合併が出てくることを期待しております。

北海道民の本法案への理解度についてお尋ねがありました。

北海道においては、道庁等が平成十六、十七、十八年度に道内全市町村や道民等との道州制特区に関する意見交換会を延べ四百回以上開催すると

ともに、道議会においても活発な議論が行われたと聞いております。こうした議論を踏まえつつも北海道から提案等がなされ、これを基に政府として検討し、本法案を提出するに至つたものであり、道民にも一定の理解が進んできているものと考えておる次第であります。

本法案は北海道だけを対象とした行革ではないかとお尋ねがありました。

本法案は、北海道だけに限定されない特定広域団体から提案を受けて、国から特定広域団体への権限移譲などの特別措置を講ずるものであり、将来の道州制導入に対する国民的な議論の深まりやその検討に資するものであります。

なお、行政改革という観点からは、今後この法律による事務事業の移譲が進む結果として、国の地方支分部局のスリム化といった行政の効率化につながることもあるものと理解をしております。

北海道における道州制特別区域は実験台なのかとお尋ねがありました。

北海道地方は、国土の約五分の一を占める広域の地域であること、そしてまた自然、経済、社会、文化等の独自の地方を形成していること、またその区域が国のブロック機関の管轄区域とおおむね一致しており、広域の見地から既に一定の施策を行っていること等の理由により、将来の道州制導入の検討に資するため、広域行政の推進を図る観点から、国から事務事業の移譲を進める区域としてふさわしいものと考えておる次第であります。

なお、法案の対象は北海道に限定されておらず、北海道以外の都府県が一定の要件に該当する場合に同様に対象になるものであります。

超高齢社会における地方の在り方についてのお尋ねがありました。

地方においては、人口減少や高齢化などのため集落の維持が困難になりつつある地域が生じており、地域の活力を維持していく上で大きな課題であると認識しております。地域活性化のためには、各地域それぞれの知恵と工夫を生かした取組

を政府一体となつて後押ししていくことが何よりも重要と考えており、このために、関係閣僚会議において、地域活性化策に関する政府の取組が取りまとめられたところであります。

今後とも、地域住民が安心して生活できるよう、関係省庁の連携を取りながら必要な施策を講じていく考えであります。

国の行政改革についてのお尋ねがありました。簡素で効率的な政府の実現を目指すため、行政改革の重点分野の行革の基本方針と関連諸制度の改革との連携等を定めた行政改革推進法がさきの通常国会において成立したところでございます。

これに沿つて、事務及び事業の精査を踏まえ、総人件費の改革や政府関係法人の改革、公益法人制度の改革、退職管理の適正化を含めた公務員制度改革などに取り組んでまいります。このような取組により、中央省庁においても大胆な改革を進めているところでございます。

本法案には、権限移譲は後世に禍根を残すのではないかと、抵抗官僚の思うつぽになるおそれがあるのではないかと御意見がございました。

本法案では、特定広域団体が、国からの権限の移譲等について基本方針の変更という形で内閣総理大臣に提案することができるとして、内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣を本部員とする道州制特別区域推進本部において総理のリーダーシップの下、検討することとしており、地方分権の推進等の観点から、北海道からの提案の趣旨を十分に尊重して検討を行い、道州制に向けた先行的な取組となるよう進めてまいります。

(拍手)

○国務大臣(菅義偉君登壇、拍手)

初めに、平成の合併の財政的縮減効果についてのお尋ねがありました。

市町村の三役及び議会の議員が約二万一千名減少することにより、当面、年間約千二百億円の効率化が図られる見込みであります。また、おおむ

ね合併後十年を経過する二〇一六年度以降におきましては、人件費の削減等により年間約一・八兆円の効率化が図られるものと推計をしているところであります。

次に、都道府県合併による経費削減効果についてのお尋ねがありました。

都道府県合併による経費削減効果については具体的な数値をお示しすることはできませんが、都道府県合併が行われる場合には、一般的に、既存の組織の統合などにより相当の行政経費の削減が図られるものと考えております。

次に、夕張市の財政再建に関して三点のお尋ねがありました。

財政再建に当たっては、地方公共団体は、法令に定められた事務など、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を続けていくことが前提となっております。夕張市におきましても、このことは前提としつつ、市が抱える多額の赤字を解消するために、行政サービスを最も効率的に提供する市町村の取組を参考に、歳出削減、歳入確保の両面から徹底した行政運営の見直しを検討しているという理解をいたしております。

今後、夕張市が財政再建計画の具体的な検討を進めていくこととなりますが、北海道を通じ、よく内容を伺い、早期かつ確実な財政再建の道筋が示されるよう、総務省としても適切に対応をしたいと思います。

次に、地方の税財源等に関するビジョンについてお尋ねがありました。

今国会で成立を目指しています地方分権改革推進法案の中で、国と地方の税源配分の見直しなど地方税財源を充実する方向で検討を進めていくことといたしております。

また、御指摘のように、地方の努力だけで活性化が難しい地域が存在することも十分承知をしております。こうした地域に対しては、財政の格差を調整し、一定水準の行政サービスを確保できるように必要な交付税を確保してまいります。

次に、本法案が国の責任を回避する布石ではないかというお尋ねがありました。

近年、厳しい財政状況を踏まえ、公共事業を中心に徹底した歳出抑制に努めてまいりましたが、北海道は地域経済の公共事業への依存度が高いこともあり、特に厳しい対応が迫られたものと考えております。

本法案は、地方分権を推進をし、地方の自立的發展に寄与することを目的としており、御懸念のような国の責任回避の布石といったものではありません。今後も、北海道を含め、全国どのような地域であっても一定水準の行政サービスを確保できるように、交付税の一般財源総額を確保してまいります。

最後に、新型交付税についてお尋ねがありました。

新型交付税は、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野に導入することとしたしております。このため、地域医療や介護保険など、法令により地方に一定の基準付けをしている事務事業の財政需要については、現行の交付税の算定を通じて的確に財源保障することとしており、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように対処してまいります。(拍手)

〔国務大臣(柳澤伯夫君) 小川勝也議員の質疑に

対してお答えを申し上げます。地域の医療におけるアクセスについてまずお尋ねがございました。

国民がそれぞれの地域において必要な医療を受けられるということは、極めて重要なことであると認識をいたしております。このため、国におきましては、累次にわたってへき地保健医療対策を定めまして、へき地診療所の整備など、へき地における必要な医療の確保に取り組んでいるところであります。また、本年八月、新医師確保総合対策を取りまとめまして、都道府県の地域医療対策協議会の活用などによりまして必要な施策を展開

しよう、推進しようとしているところであります。

次に、超高齢社会における地域医療、介護施策についてお尋ねがありました。

地域の実情に応じて、病気の急性期から回復期を経て在宅に至るまで一貫した医療を受けられる体制が重要だと考えております。このため、医療機関の役割を機能に応じて明確化し、その間の医療連携体制を構築していくことを考えておるところです。

また、介護につきましても、住み慣れた地域で高齢者の方々を支えられるよう、地域包括支援センターを中心としたしまして、ボランティアなどの様々な社会資源の活用を図る地域ケア体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長伊達忠一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔伊達忠一君登壇、拍手〕

○伊達忠一君 た、たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、国民が日々の生活で用いる製品の安全性を確保するため、製造事業者及び輸入事業者が重大な製品事故が発生したことを知ったときは主務大臣への報告を義務付けるとともに、製品の名称、事故の内容等を主務大臣が公表する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、鋭意審査を行うとともに、去る十四日に独立行政法人国民生活センターの実情を視察し、また、二十一日には参考人から意見の聴取を行いました。

委員会においては、一連の製品事故における経済産業省の対応とその責任、報告を義務化する範囲を重大製品事故に限定する理由、今後の事故情報収集体制の整備における課題等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法案に対して附帯決議を行いました。

以上、報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十七

賛成 二百十七

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

教育基本法に関する特別委員

辞任 那谷屋正義君 補欠 広中和歌子君
 松岡 徹君 林 久美子君
 木庭健太郎君 風間 昶君
 小林美恵子君 井上 哲士君
 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 少子高齢社会に関する調査会委員
 辞任 岩本 司君 補欠 蓮 舫君

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。
 平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書
 平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
 平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
 同日内閣から次の答弁書を受領した。
 参議院議員大久保勉君提出市場公募地方債の発行条件に関する質問に対する答弁書(第二二二号)
 参議院議員喜納昌吉君提出日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問に対する答弁書(第二二三号)

同日内閣から、教育基本法第十五条の規定に基づく「平成十七年度食育推進施策」に関する報告を受領した。
 一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 総務委員
 辞任 芝 博一君 補欠 大塚 耕平君
 法務委員
 辞任 江田 五月君 補欠 小川 敏夫君

財政金融委員

辞任 大塚 耕平君 補欠 芝 博一君
 農林水産委員
 辞任 小川 敏夫君 補欠 江田 五月君
 決算委員
 辞任 松下 新平君 補欠 高橋 千秋君
 行政監視委員
 辞任 高橋 千秋君 補欠 松下 新平君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 那谷屋正義君 補欠 高嶋 良充君
 柳田 稔君 藤原 正司君
 政府開発援助等に関する特別委員
 辞任 尾立 源幸君 補欠 大久保 勉君
 澤 雄二君 松 あきら君
 谷合 正明君 高野 博師君
 近藤 正道君 福島みずほ君
 教育基本法に関する特別委員
 辞任 坂本由紀子君 補欠 二之湯 智君
 福田 哲郎君 那谷屋正義君
 井上 哲士君 仁比 聡平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
 理事 木村 仁君
 理事 野村 哲郎君
 理事 保坂 三蔵君
 教育基本法に関する特別委員会
 理事 風間 昶君 (木庭健太郎君の補欠)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

柔道整復師の往療料に関する再質問主意書(大久保勉君提出(第二五号))
 ODA事業の適正な執行に関する質問主意書(藤末健三君提出(第二六号))
 昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 総務委員
 辞任 大塚 耕平君 補欠 芝 博一君
 法務委員
 辞任 小川 敏夫君 補欠 江田 五月君
 財政金融委員
 辞任 尾立 源幸君 補欠 若林 秀樹君
 芝 博一君 大塚 耕平君
 農林水産委員
 辞任 江田 五月君 補欠 小川 敏夫君
 経済産業委員
 辞任 若林 秀樹君 補欠 尾立 源幸君
 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 災害対策特別委員
 辞任 榎葉賀津也君 補欠 峰崎 直樹君
 山本 香苗君 渡辺 孝男君
 仁比 聡平君 紙 智子君
 沖縄及び北方問題に関する特別委員
 辞任 紙 智子君 補欠 仁比 聡平君
 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
 辞任 黒岩 宇洋君 補欠 大久保 勉君
 福田 哲郎君 加藤 敏幸君
 和田ひろ子君 岡崎トミ子君
 渡辺 秀央君 芝 博一君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 福島みずほ君 補欠 近藤 正道君
 教育基本法に関する特別委員
 辞任 二之湯 智君 補欠 坂本由紀子君
 広中和歌子君 福田 哲郎君
 藤本 祐司君 浅尾慶一郎君
 水岡 俊一君 白 眞勲君
 仁比 聡平君 小林美恵子君
 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
 財政金融委員会
 理事 峰崎 直樹君 (峰崎直樹君の補欠)
 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第百六十四回国会開法第九〇号、衆議院継続審査)
 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
 地方分権改革推進法案(開法第九号)
 同日委員長から次の報告書が提出された。
 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書
 同日内閣から次の答弁書を受領した。
 参議院議員紙智子君提出米軍再編にかかわる航空自衛隊千歳基地への米軍機の訓練移転に関する質問に対する答弁書(第二四号)

審査報告書

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
 平成十八年十一月二十八日
 参議院議長 扇 千景殿
 経済産業委員長 伊達 忠一

一、委員会の決定の理由

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

消費者が日々の生活で用いる製品の安全性を確保するには、事業者が製品安全に関する責務を果たすとともに、製品安全を全うする企業行動が評価される仕組みや文化を社会に築くことが不可欠である。

製品事故をめぐるこれまでの経緯を踏まえ、行政内部の責任の所在を明確にし、製品事故情報の収集・処理に当たる経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構の体制を強化するとともに、警察・消防、独立行政法人国民生活センター等他の関係行政機関との円滑な連携の強化に努めること。

一 重大製品事故の情報については、消費者の生命・身体を第一に考え、主務大臣による迅速かつ積極的な公表に加え、消費者や相談機関が情報を能動的に取得できる仕組みの構築を検討すること。

平成十八年十一月二十九日 参議院会議録第十五号

四 改正法の施行状況に関する検討は、製品技術の急速な発展及び社会情勢の変化等を踏まえて、早期に行うとともに、所要の措置については、製品安全に関係する法体系の明確化や安全水準の確保等を含む広範なものとすること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律

目次中「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十九条・第三十条」を「第三十条・第三十一

「第三章 製品事故等に関する措置
第一節 情報の収集及び提供(第三十

三条—第三十七条)
 するための措置(第三十八條・第三十九條)を改

「第一条中「発生の」を削り、「消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を

等の措置を講じ」に改める。
第二条に次の二項を加える。

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

5 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある

第三條中「法律」を「他の法律」に改める。

第十六條第二項中「第九十五條第一項第三号」を

項 第三十一條第三項、第三十六條第二項、第四十一條第四項、第四十三條及び第四十九條」に改

第十八条第一項第二号中「第二十三条の二第二

第三十一条の見出しを削り、同条中「危害の」の下に「発生及び」を加え、第二章第六節中同条を第

項」を「第二十四条第一項」に、「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同項第三号中「第二十三条の二

第二十九条第二項中「第二十五条まで」を「第二十六条まで」に、「第二十七条」を「第二十八条」

第二十八條第一項中「第二十六條」を「第二十七

第二十六条第二号中「第二十三条の二第二項」を第二十四条第一項に改め、同条第三号中「第二

第二十三条の二第一項中「第百条第二号」を「第六十一条第二号」に改め、同条を第二十四条とす

第三章 製品事故等に関する措置

第八十二条の見出しを「(危害防止命令)」に改

は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる」に、「そ

きは、その旨を公表しなければならない。

第八十二条を第三十九条とし、第三章中同条の

前に次の一節、節名及び一条を加える。

第一節 情報の収集及び提供

(主務大臣の責務)

第三十三条 主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

(事業者の責務)

第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売(一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するように努めなければならない。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

(主務大臣への報告等)

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

(主務大臣による公表)

第三十六条 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第三項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

(体制整備命令)

第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

(事業者の責務)

第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するため

の措置をとるよう努めなければならない。

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとらうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。

3 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

第四章 雑則

第八十四条を第四十一条とする。

第八十五条第二項中「第九十五条の二」を「第五十五条」に改め、同条を第四十二条とする。

第八十五条の二中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条を第四十三条とし、第八十六条を第四十四条とする。

第八十七条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第四十五条とする。

第八十八条第三号及び第四号中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第五号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条第六号中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第七号中「第二十八条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第八号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第四十六

条とする。

第八十九条の見出し中「諮問」を「諮問等」に改め、同条第二項中「第八十二条」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十七条とする。

第九十条第一項中「第二十六条又は第三十条」を「第二十七条又は第三十一条」に改め、同条を第四十八条とし、第九十条の二を第四十九条とし、第

九十一条を第五十条とする。

第九十二条第二項及び第三項中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第四項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第五十一条とし、第九十三条を第五十二条とし、第九十四条を第五十三条とする。

第九十五条第一項第二号中「第八十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第三号中「係る届出の受理」の下に「に関する事項」を、「の登録」の下に「に関する事項」を加え、「第三十一条及び第八十二条」を「第三十二条」に、「第八十三条」を「前章第一節の規定による情報の収集及び提供に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、第四十条」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「立入検査の下」に関する事項を加え、「第九十二条の申請」を「第五十一条第一項の申請の受理に関する事項」に、「第九十三条の規定による申出」を「第五十二条第一項の規定による申出の受理」に改め、同条を第五十四条とし、第九十五条の二を第五十五条とし、第九十六条を第五十六条とする。

第九十六条の二中「当該危害の」の下に「発生及び」を加え、「第九十五条の二」を「第五十五条」に改め、同条を第五十七条とする。

第九十七条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条第四号中「第三十一条又は第八十二条」を「第三十二条又は第三十九条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第三十七条の規定による命令に違反した者第九十七条を第五十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 罰則

第九十八条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条第六号中「第八十三条」を「第四十条」に改め、

同条第七号中「第八十四条第一項」を「第四十一
第一項」に改め、同条第八号中「第八十五条第一
項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第五十
九条とする。

第九十九条第一号中「第九十七条第二号」を「第
五十八号第二号」に改め、同条第二号中「第九十七
条第一号若しくは第三号」を「第五十八号第一号、
第三号若しくは第五号」に改め、同条を第六十条
とする。

第一百条第二号中「第二十三条の二第一項」を「第
二十四条第一項」に改め、同条を第六十一条とす
る。

第一百一条中「第八十五条の二」を「第四十三条」に
改め、同条を第六十二条とする。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に改め、同
表第一号中「又は第二十九条」を削り、同表第九号
中「法律」を「他の法律」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(検 討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、
この法律による改正後の消費生活用製品安全法
の施行の状況について検討を加え、必要がある
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部
改正)
第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法
(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十一条第二項第六号中「第三十条第一項第
八号」を「第三十一条第一項第八号」に、「第八十
四号第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

投票者氏名

日程第一 消費生活用製品安全法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	中村 博彦君	白 眞敷君	林 久美子君
青木 幹雄君	秋元 司君	西島 英利君	平野 達男君	広田 一君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	野村 哲郎君	広中和歌子君	藤末 健三君
有村 治子君	泉 信也君	橋本 聖子君	南野知恵子君	藤原 正司君
市川 一朗君	岩城 光英君	林 芳正君	林 要一君	松井 孝治君
岩永 浩美君	尾住 汎英君	松村 祥史君	松村 龍二君	松下 新平君
小野 清子君	尾辻 秀久君	松山 政司君	三浦 一水君	水岡 俊一君
大野つや子君	岡田 直樹君	溝手 顕正君	森元 恒雄君	森 ゆうこ君
岡田 広君	荻原 健司君	山崎 哲朗君	山内 俊夫君	柳澤 光美君
加治屋義人君	加納 時男君	山崎 力君	山崎 正昭君	山下八洲夫君
狩野 安君	景山俊太郎君	山本 英利君	山谷えり子君	蓮 舫君
柏村 武昭君	神山虎之助君	吉田 博美君	山本 順三君	若林 秀樹君
金田 勝年君	神取 忍君	足立 信也君	吉村剛太郎君	荒木 清寛君
川口 順子君	河合 常則君	朝日 俊也君	脇 雅史君	浮島とも子君
木村 仁君	岸 宏一君	家西 悟君	脇 雅史君	風間 昶君
北川イッセイ君	北岡 秀二君	犬塚 直史君	脇 雅史君	木庭健太郎君
国井 正幸君	倉掛 哲男君	岩本 司君	江田 五月君	白浜 一良君
小池 正勝君	小泉 昭男君	小川 勝也君	小川 敏夫君	谷合 正明君
小泉 顕雄君	小齊平敏文君	尾立 源幸君	大石 正光君	西田 実仁君
佐藤 昭郎君	鴻池 祥肇君	大江 康弘君	大久保 勉君	浜田 潤一君
坂本由紀子君	佐藤 泰三君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	山下 栄一君
山東 昭子君	櫻井 新君	神本美恵子君	木俣 佳丈君	山本 保君
椎名 一保君	清水嘉与子君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	山本 洋子君
末松 信介君	陣内 孝雄君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	緒方 靖夫君
世耕 弘成君	関口 昌一君	小林 正夫君	小林 元君	小池 晃君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	奥石 東君	佐藤 泰介君	大門実紀史君
田中 直紀君	田村 公平君	芝 博一君	櫻井 充君	吉川 春子君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	下田 敦子君	島田智哉子君	近藤 正道君
竹山 裕君	武見 敬三君	榑葉賀津也君	主濱 了君	近藤 貞雄君
谷川 秀善君	常田 享詳君	田名部匡省君	鈴木 寛君	淵上 貞雄君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	高橋 千秋君	高嶋 良充君	亀井 郁夫君
中川 義雄君	中島 啓雄君	千葉 景子君	谷 博之君	長谷川憲正君
中曾根弘文君	中島 爽君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	鈴木 陽悦君

反対者氏名

角田 義一君	白 眞敷君	林 久美子君
	平野 達男君	広田 一君
	広中和歌子君	藤末 健三君
	福山 哲郎君	藤原 正司君
	藤本 祐司君	松井 孝治君
	前川 清成君	松下 新平君
	松岡 徹君	水岡 俊一君
	円より子君	森 ゆうこ君
	峰崎 直樹君	柳澤 光美君
	築瀬 進君	山下八洲夫君
	柳田 稔君	蓮 舫君
	山根 隆治君	若林 秀樹君
	和田ひろ子君	荒木 清寛君
	渡辺 秀央君	浮島とも子君
	魚住裕一郎君	風間 昶君
	加藤 修一君	木庭健太郎君
	草川 昭三君	白浜 一良君
	澤 雄二君	谷合 正明君
	高野 博師君	西田 実仁君
	遠山 清彦君	浜田 潤一君
	浜田 昌良君	山下 栄一君
	弘友 和夫君	山本 保君
	松 あきら君	山本 洋子君
	山本 香苗君	緒方 靖夫君
	渡辺 孝男君	小池 晃君
	井上 哲士君	大門実紀史君
	紙 智子君	吉川 春子君
	小林美恵子君	近藤 正道君
	仁比 聡平君	近藤 貞雄君
	大田 昌秀君	淵上 貞雄君
	福島みずほ君	亀井 郁夫君
	又市 征治君	長谷川憲正君
	田村 秀昭君	鈴木 陽悦君
	荒井 広幸君	
	角田 義一君	

○名

市場公募地方債の発行条件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十一月十五日

参議院議長 扇 千景殿 大久保 勉

市場公募地方債の発行条件に関する質問主意書

公正取引委員会は、地方公共団体が発行する市場公募地方債に關し、本年六月時点においては、「共同してシンジケート団の代表者と条件交渉を行う現行の方法には市場に明らかな弊害がある」とは認められないため、直ちに競争政策上問題となるおそれはないとともに、独占禁止法に違反しない旨の見解を採つてゐた。

しかし、本年八月十四日付けの総務省自治財政局地方債課の事務連絡「市場公募地方債（九月債）の発行に係る条件交渉・決定について」では、「本年度から新たな協議制度が施行されたことを契機に、市場公募地方債の本来の姿を実現すべく、早急に、市場公募地方債の発行条件の統一条件交渉方式の廃止の姿に向けた具体的な検討が行われることが望ましい旨の見解が公正取引委員会より示された」として、「九月債の発行以降、個別交渉条件方式に移行し、発行額、条件交渉・決定日、払込日、発行条件等について、各発行団体がシンジケート団と協議の上、自主的に決定するよう検討願う」としている。また、同日、同課の事務連絡「個別条件交渉方式への移行について」においても、同趣旨の連絡がなされた。

このように、わずか二か月で、政府の市場公募地方債の発行条件に関する独占禁止法上の見解が変わつたことは、誠に不可解である。

そこで、以下の質問をする。

一 総務省自治財政局地方債課が行つた八月十四日付けの「市場公募地方債（九月債）の発行に係る条件交渉・決定について」及び「個別条件交渉方式への移行について」（以下「両事務連絡」という）の法的根拠を明らかにされたい。また、その法的な効果について、政府の見解を示されたい。

二 本年六月時点における公正取引委員会の見解は、総務省に対して口頭で伝えられ、文書は残つていないとされている。これに対し、両事務連絡で示された公正取引委員会の見解は、八月十四日付けで発出された同委員会の「市場公募地方債の統一条件交渉方式について」という文書が元となつてゐる。一方が口頭で、他方が文書という伝達手段に差異が生じた理由について明らかにされたい。

三 本年七月三日に開かれた都道府県・市町村各財政担当課長会議では、総務省の担当者から、五月から全国型市場公募地方債の発行における統一条件交渉方式を採らなくなった旨の発言があつたとされている。これが事実か否か明らかにされたい。また、仮に事実であれば、公正取引委員会の「市場公募地方債の統一条件交渉方式について」の文書中における「早急に、市場公募地方債の発行条件の統一条件交渉方式の廃止の姿に向けた具体的な検討が行われることが望ましい」とする見解は、総務省の方針と平仄が合わないと思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 両事務連絡の発出前における公正取引委員会の見解は、市場公募地方債発行団体及び公募地方債引受市場参加者等に対して伝えられていたか。伝えられていたならば、その法的根拠、伝達手段について明らかにされたい。また、伝えられていないならば、その理由について明らかにされたい。

五 両事務連絡の発出後においても、共同発行市場公募地方債（共同債）は、引き続き発行されている。全国型市場公募地方債（個別債）について、両事務連絡の中で示された総務省及び公正

取引委員会の認識は、共同発行市場公募地方債においても該当するようにも思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

六 本年九月に市場公募地方債の発行を計画していた地方公共団体及びその引受けを予定していた市場参加者にとつて、直前の八月十四日に、発行条件に關して、これまでの政府の方針を大きく変更するとも取れる通知がなされることは、唐突であると言えるが、政府の見解を示されたい。

七 両事務連絡の発出後、市場公募地方債の発行条件のうち、表面利率に差が生じてゐる。利率の差は、地方債を発行する各地方公共団体の財務内容を反映したものであり、財政健全化施策の現状と今後の見通しを市場が勘案してゐると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大久保勉君提出市場公募地方債の発行条件に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「市場公募地方債（九月債）の発行に係る条件交渉・決定について」（平成十八年八月十四日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）及び「個別条件交渉方式への移行について」（平成十八年八月十四日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）（以下「両事務連絡」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する「技術的な助言」である。「技術的な助言」は、普通地方

公共団体の事務の運営その他について適切と認める事項を示すものである。

二 について

平成十八年六月時点における公正取引委員会の見解については、市場公募地方債の統一条件交渉方式に関する総務省からの照会に対して、口頭で回答した。

また、総務省から、御指摘の両事務連絡に公正取引委員会の見解を記載するために、その見解を記載した文書の提出を求められたため、これを受け、公正取引委員会では、その見解について、それまでの協議において示していた口頭での回答内容の正確性を期することが重要と判断した。御指摘の文書については、平成十八年八月十四日に総務省に交付したものである。

なお、総務省は、地方自治法第二百四十七条第一項の規定により地方公共団体に対する技術的助言については「書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。」こととされていることから、それまでの協議において示されていた口頭での回答内容に基づいて地方公共団体に対して技術的助言を行うためには、公正取引委員会からの書面回答が必要であると判断し、公正取引委員会に対して回答は文書で行うことを求めたものである。

三 について

平成十八年七月三日に開催された全国都道府県財政課長及び市町村担当課長会議において、地方債協議制度移行に関する留意事項についての説明の中で、総務省自治財政局地方債課長が、「総務省として五月より個別債の条件交渉に關与しないこととした」旨を説明しているが、お尋ねのような発言は行つていない。

四 について

平成十八年六月に口頭で示された公正取引委員会の見解については、地方公共団体等の照会に應じて口頭回答した。

五 について

共同発行市場公募地方債は地方財政法（昭和

二十三年法律第九号(第五条の七の規定)に基づき地方公共団体が共同して発行しているものであり、平成十八年八月十四日付けの公正取引委員会の個別債の統一条件交渉に関する見解とは関わりがないと認識している。

六について
総務省として、個別発行の市場公募地方債については、従来よりそれぞれの地方公共団体が自ら交渉して、自主的に条件を決めていくことが、今後の基本的な姿勢であると考えており、前記七月三日の会議でも、そのことについて総務省自治財政局地方債課長から説明しているところである。

また、平成十八年八月十四日の「早急に、市場公募地方債の発行条件の統一条件交渉方式の廃止に向けた具体的な検討が行われることが競争政策上望ましい」との、公正取引委員会の見解を踏まえ、速やかにその内容を伝達し、その見解に基づき次の起債である九月債の発行以降、個別条件交渉方式に移行することを検討するよう要請するため、技術的助言として、両事務連絡を同日付で送付したものである。

七について
平成十八年九月以降の市場公募地方債の発行条件については、各地方公共団体が個別に入札や条件交渉を行った結果であり、発行時期や市場の動向等様々な要因を反映したものと考えられ、一概に判断することは困難である。

日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十一月十六日

参議院議長 扇 千景殿
喜納 昌吉

平成十八年十一月二十九日 参議院会議録第十五号 質問主意書及び答弁書

日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問主意書

本年十月、エルサルバドル共和国のサカ大統領が日本を公式訪問した。サカ大統領の来日は、両国関係が長年にわたり活発であることの証左として評価できる。

そこで、両国関係の成り立ちについて、以下のとおり質問する。

一 外務省中南米局中米課の資料によると、両国の外交関係樹立は一九三五年とされているが、その根拠を示されたい。

二 一九三五年以前に、日本とエルサルバドル共和国との間に領事関係を含む国交はなかったのか明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

我が国とエルサルバドル共和国との間では、昭和十年に我が国が在サルバドル公使が派遣されたことにより外交関係が開設されたが、それより前から領事関係は存在していた。

米軍再編にかかわる航空自衛隊千歳基地への米軍機の訓練移転に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十一月十七日

紙 智子

参議院議長 扇 千景殿

米軍再編にかかわる航空自衛隊千歳基地への米軍機の訓練移転に関する質問主意書

政府はさきの米軍再編にかかわる日米合意に基づき、在日米軍基地での米軍戦闘機の訓練を北海道千歳などの航空自衛隊基地に移転する計画を進めている。米軍再編は、沖縄の負担軽減どころか新基地建設を始めとして新たな負担を押し付け、嘉手納基地などで行われている米軍機の無法な訓練を全国に拡大するものである。千歳基地周辺でも、自衛隊機等の騒音は国の環境基準を上回り、地域住民は今でも耐え難い騒音被害に苦しんでいる。もしこの上に米軍機の訓練が加わるならば、さらなる激しい騒音等の被害をもたらすことになるので、このまま移転計画を看過することはできない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 現在、千歳基地配属の第二航空団は、いわゆる自主規制として、訓練の時間帯、使用滑走路、離陸の方向等について定めた実施要領(以下「本実施要領」という)の改定を準備中であると聞か、改定項目及び改定内容を明らかにされたい。また、この時期に改定する理由も明らかにされたい。

二 自衛隊が使用する千歳飛行場には、東側と西側に各一本の滑走路があるが、本実施要領では、市街地への影響を考慮してか、戦闘機については主として東側滑走路を使用すると規定している。今後ともこの規定は引き続き継続するのか、明らかにされたい。また、東側滑走路が塞がっている場合などの戦闘機による西側滑走路の使用例及び使用頻度など、これまでの使用状況について明らかにされたい。

三 もし米軍機の訓練移転が行われた場合、政府

が示した典型訓練規模によると、タイプ一では、自衛隊機及び米軍機合わせて二機から十機、タイプ二では、同様に十二機から二十四機が同時に訓練をすることになるほか、これ以上の規模になることもあり得るとしている。そうならば東側一本の滑走路だけでなく、市街地により影響を与える西側滑走路の使用頻度が増えると考え、政府の認識を明らかにされたい。

四 最近、西側滑走路の南方延長線上の雑木林の立木が幅数十メートル、距離数百メートルにわたって伐採されていることが明らかにされた。これについて、地域住民の中には、西側滑走路を本格的に戦闘機訓練で使用するための着陸帯等施設用地として活用するためのものでないかとの不安の声がある。この立木伐採と西側滑走路の本格使用との関係について、明らかにされたい。

五 本実施要領では、離陸の方向についても一定の風速(五ノット)以内とそれ以上の場合に分けて離陸方向を分けていると聞いている。しかしこの点につき、防衛庁に説明を求めたところ、現実には風速によらずほぼ風向き方向に離陸しているのが実態であり、本実施要領をそのように変更することであった。そのように変更された場合、市街地への影響及び騒音がより増大する可能性について、明らかにされたい。

六 第二航空団は午後十時から午前七時までの間は飛行訓練を実施しないとしているが、上級部隊の演習及び事前に通知した場合を除くとしている。土日祝祭日については基本的に訓練は実施されていないが、本年十一月十二日の日曜日には、上級部隊の計画ということで訓練が行われた。政府は米軍機訓練移転の態様について、航空自衛隊と同様の態様にするとしているが、米軍機訓練が早朝、深夜、土日祝祭日にも行われる可能性があるのか明らかにされたい。

七 政府が定める航空機騒音の環境基準値である

W E C P N L (いわゆる「うるささ指数」)は、七十五であり、千歳市の場合、制定時の一九八三年から数えて十年を超える期間内に可及的速やかに環境基準値以下にすることを目標にしている。しかしいまだに、青葉丘局、住吉局、東郊局、稲穂局など市内の数か所の測定点でこの基準を上回っているのが実態であり、これらの地域のうるささ指数は、沖繩の嘉手納地域における二〇〇四年度平均の七十六・九に匹敵するか上回っている。また、音圧レベルの最高デシベル値では、前記以外の数か所の測定点とともに、嘉手納地域の百一・八デシベルを上回っているのが現状である。政府は、千歳市のこうした実態を踏まえてもお米軍機の訓練移転を強行するのか、明らかにされたい。

八 七のように、現状では千歳市における航空機騒音の環境基準値は未達成であるが、政府はいつまでにこの基準を達成しようとしているのか、明らかにされたい。

九 防衛施設庁は千歳市のうるささ指数七十五以上の地域について、住宅防音工事を進めているが、環境基準では室内は六十以内をすることを目標にしている。目標の達成状況をどのように検証しているのか明らかにされたい。また、防音工事を行った住宅で実際に測定している場合は、そのデータを明らかにされたい。

平成十八年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員紙智子君提出米軍再編にかかわる航空自衛隊千歳基地への米軍機の訓練移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出米軍再編にかかわる航空自衛隊千歳基地への米軍機の訓練移転に関する質問に対する答弁書

一及び五について

御指摘の「実施要領」においては、航空機の離着陸の方向について、その基準を定めた上で、その変更の際には他の管制官等との調整を経て決定する旨が定められているところ、これまでのその運用の実態としては、基本的に風上に向けて離着陸しているところであり、この定めについて所要の改定を行う必要があると考えているが、これにより「市街地への影響及び騒音がより増大する」とは考えていない。「実施要領」のその他の定めについては、現時点において、改定の必要性を含め検討中である。

二について

御指摘の「実施要領」においては、自衛隊機及びアメリカ合衆国軍隊の航空機(以下「米軍機」という。)について、千歳飛行場の東西双方の滑走路が使用できる場合には、主として東側滑走路を指定する旨が定められており、この定めについて、現時点においては、改定する必要はないと考えている。

また、西側滑走路を使用する場合の例としては、複数の自衛隊機又は米軍機が同時に着陸する場合等があるが、その使用頻度については、統計を作成しておらず、お答えすることは困難である。

三について

今般の我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の兵力態勢の再編(以下「米軍再編」という。)に係る訓練移転に伴う日米共同訓練を実施する場合には、従来と同様に、主として東側滑走路を使用する考えであるが、御指摘の西側滑走路の使用頻度が増えるか否かについて、現時点においてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「西側滑走路の南方延長線上の雑木林」が必ずしも明らかではないが、防衛庁において、平成十六年度及び平成十七年度に、東側滑走路に着陸する航空機のために設置した航空保安無線施設の運用上の障害を除去するため、同滑走路の南方に所在する立木を伐採しているところ、これは、御指摘のように西側滑走路の「着陸帯等施設用地として活用するためのもの」ではない。

六について

今般の米軍再編に係る訓練移転に伴う日米共同訓練に参加する米軍機による千歳飛行場の使用の態様については、同訓練に参加する自衛隊機と同様とすることを考えている。

七及び八について

政府としては、千歳飛行場周辺において「航空機騒音に係る環境基準について(昭和四十八年環境庁告示第百五十四号)」に定める環境基準が達成されていない地域があること等については認識しており、同飛行場周辺の航空機騒音により生ずる障害の防止等のため、消音装置の設置・使用、飛行方法への配慮等に努めるとともに、住宅防音工事に関する助成措置を始めとする各種の騒音対策を推進しているところであり、今後とも、同飛行場周辺の航空機騒音に係る環境基準が早期に達成されるよう努めていく考えである。

また、今般の米軍再編に係る訓練移転に伴う日米共同訓練に当たっては、千歳飛行場における共同使用の合計日数及び一回の訓練の期間に関する制限を維持するなど、できる限り地元への負担が増えないよう配慮しつつ、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」に従い、早期に訓練移転を実施できるよう努めていく考えである。

九について

防衛施設庁では、防衛施設周辺地域において住宅防音工事を行っているところ、この住宅防音工事は、防衛施設周辺住宅防音事業工事標準仕方書に定める仕様に基き、八十W E C P N L (加重等価継続感覚騒音レベル)以上の区域に所在する住宅については二十五デシベル以上の、七十五W E C P N L以上八十W E C P N L未満の区域に所在する住宅については二十デシベル以上の計画防音量が確保されるよう設計・施工が行われており、工事完了後、その施工状況を確認しているところである。

御指摘の「データ」について、千歳飛行場周辺の例をお示しすれば、昭和五十八年度に実施した調査で、八十W E C P N L以上の区域に所在する住宅について、二十五デシベル以上の、七十五W E C P N L以上八十W E C P N L未満の区域に所在する住宅について、二十デシベル以上の防音量が確保されているとの結果が得られている。

発行所 千一〇五・八四四五
東京港区虎ノ門二丁目
二番四号 独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号 一五円
一〇円